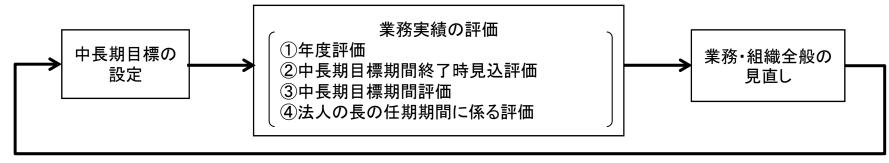
## 国立研究開発法人審議会について(参考資料)

- ・ 改正独法通則法(平成27年4月施行)に基づき、主務大臣による評価等に当たって助言する機関として、 各府省に設置。
- ・ 国立研究開発法人に関して、
  - (1)中長期目標の設定・変更(通則法第35条の4第4項)
  - (2)業務実績の評価(通則法第35条の6第6項)
  - (3)業務・組織全般の見直し(通則法第35条の7第2項)

に当たって、科学的知見・国際的水準等に即して主務大臣に助言。



						委員数	
	国立研			農業・食品産業技術総合研究機構 国際農林水産業研究センター(JIRCAS) 土木研究所	委員	臨時委員	専門委員
事 臨 委	究	農業部会			4名	2名	8名
専門委員8	開発		工不研究所	<u> </u> =			
専門委員8名	法	林野部会		森林研究•整備機構	2名	3名	3名
14 0 名	人	1. ÷ +n A				 o.₽	
	不審議会	 水産部会		水産研究・教育機構	2名	3名	3名 
	会				(本会の	委員が各部会	(委員を兼任)